

【シンガポール】リトルインディアでの飲酒等を規制する法律の制定

海外立法情報課 藤倉 哲郎

* 2014年2月18日、公共秩序(追加的暫定措置)法が可決された。2013年12月の暴動事件を受けて、リトルインディア(インド系住民が多く住む地域)の治安を維持するために、飲酒や酒類の販売・提供等を許可制にし、それを監視する警察に特別権限を与える時限法である。

1 リトルインディア暴動

2013年12月8日夜、シンガポールのリトルインディアで、インド人労働者がバスにひかれ死亡した事故をきっかけに、南アジア系外国人労働者ら約400人が暴徒化し、警察官300人が出動した。当局によれば、バスの運転手、警察官、救急隊員ら56人が負傷し、警察・救急車両25台が破壊された。当局は28人を起訴し、53人を国外追放とする処分を行った。シンガポールでの暴動は、華人系とマレー系の住民が衝突した1969年の人種暴動(5.13事件)以来、約40年ぶりである。

この事件について、海外メディアは、低賃金で働く南アジアからの出稼ぎ労働者の不満の高まりがあると指摘した(注1)。近年、シンガポール経済は外国人労働者に頼り、外国人は人口の3割近くにまで達している。特に、シンガポール人が肉体的に苛酷な仕事として嫌う建設労働には、南アジア系の出稼ぎ労働者が多数を占め、その低賃金がきわだっている。

一方でシンガポール当局は、暴動の原因に飲酒があるとみて、リトルインディアでの飲酒規制を強化した。事件後、当局は、公共秩序(追加的暫定措置)法制定に先立ち、非常事態を想定して強い警察権限を定めた2009年制定の公共秩序法を援用して、リトルインディアを警戒地域に指定し、週末・休祭日における公共の場での飲酒と酒類の販売・提供を禁止した。

2 法案の背景と経過

公共秩序(追加的暫定措置)法の主な制定理由は次のとおりである(注2)。第一に、公共の場での飲酒を規制する法律がないこと。第二に、2009年制定の公共秩序法は、より深刻な治安状況を想定し、戒厳令や武装部隊の投入などのより広範かつ強力な権限を警察に与える目的のものであり、リトルインディアでの酒類規制等に援用することは適切ではなく、一方で暴動の再発防止のためには、リトルインディアの治安維持にあたる警察に特別な権限が必要であること。第三に、現行法では、違法な酒類販売に速やかな措置がとれないことである。

法案は2014年1月20日に議会に提出されたが、野党議員から、警察による権限濫用を懸念する声が出た。内務省側は、暴動の再発防止のための合理的な措置の必要性、同法案による警察権限が2009年制定の公共秩序法と比べてはるかに限定的なものであること、事件調査委員会(2013年12月13日設置)の結論が出されてから中長期の法制度が整えられるまでの時限法であることを強調し理解を求めた。法案は、野党議員と任命議員(大統領が任命)が反対票を投じるなか、2月18日に可決され、4月1日から施行されることとなった(注3)。

3 法律の内容

同法は、リトルインディアの公共秩序を維持するための暫定的措置を定めている。同法は、施行より12か月間有効な時限法である(前文・第1条第2項)。同法別表に掲げるいわゆるリトルインディアを特別区に指定するが、内務大臣には、特別区の一部を指定から解除し、又は特別区と隣接した地区を特別区に加えることを宣言する権限が与えられている(第3条)。

特別区の公共の場においては、飲酒と酒類の販売・提供が禁じられ、違反者は罰金(飲酒の場合1,000シンガポールドル(以下「S\$」)以上S\$2,000以下、酒類の販売・提供の場合S\$5,000以上S\$10,000以下)、禁錮刑(3か月以下)又は罰金・禁錮の両方に処せられる(第4条)。また、武器・爆発物法等に定めのある禁止物の特別区への持込みが禁止され、違反者は罰金S\$20,000以下、禁錮12か月以下又はその両方に処せられる(第8条)(注4)。警察長官は、個人又は集団に対して、期間と条件を特定して、飲酒、酒類の販売・提供および禁止物の特別区への持込みを許可し、又は許可を取り消すことができる(第5条第1～第4項)。暴動事件以来、リトルインディアで週末・休祭日にのみ禁じられていた公共の場での飲酒と酒類の販売・提供が、これらの規定によって一律に禁止され、これらの行為は、警察長官による許可が必要とされることになった。

警察官は、酒類や禁止物の所持や特別区への持ち込みを監視するために、所持品、衣服、車両を検査することや、氏名、居住地のほか特別区にいる又は入る目的等を尋問することができる。さらに、警察官の指示に従わなかったり、同法の違反の疑いがあったりする者の特別区への立入りを拒否したり、特別区からの退出を命じたりすることができる(第9条～第11条)。さらに、飲酒、酒類の販売・提供又は禁止物の持込みに関する定めに違反している疑いがある場合には、巡査部長以上の警官であれば、令状なしであらゆる建物・車両・人物を取り調べ、関係品を押収することができる(第12条)。また、警察長官は、飲酒、酒類の販売・提供又は禁止物持込みの疑いのある者に対して、特別区への立入り又は特別区内で酒類に関する許可証を有する建物に入ることを禁止する通知を発行することができる(第13条)。このほか、警察には、道路閉鎖(第14条)、逮捕(第15条)などの権限が与えられている。

関税法に基づく酒類認可委員会は、特別区での新規の酒類取扱許可を凍結するとともに、公共秩序(追加的暫定措置)法に違反した者の許可を取消又は停止することができる(第18条)。また、酒類取扱許可とは別に営業許可を持つ食品、娯楽、ホテルなどの業者が同法に違反した場合には、各認可機関は、営業許可を取消又は停止することができる(第20条)。

注(インターネット情報は2014年4月18日現在である。)

- (1) “Singapore’s Angry Migrant Workers: The government must ensure higher pay and an end to the abuse” *The New York Times*, December 28, 2013.
- (2) 2014年2月18日、議会で行われたS.イスワラン第二内務大臣(兼首相府大臣・第二貿易産業大臣)のスピーチ <http://www.mha.gov.sg/news_details.aspx?nid=MzEyMQ%3D%3D-r43IMkncO8%3D>
- (3) “Bill passed for powers to keep order in Little India” *The Straits Times*, February 19, 2014.
- (4) プラスチック爆弾の不法所持についていえば、罰金額は武器・爆発物法の定めより厳しい。武器・爆発物法(第6条第3項)では、罰金S\$10,000以下又は禁錮3年以下のどちらかに処せられる。